

令和7年度
寄居町ごみ収集カレンダー【10月】

収集日 10月	可燃ごみ		不燃ごみ(資源・その他)		収集日 10月	資源物 可燃粗大ごみ 有害ごみ
	川北地区	川南地区	川北地区	川南地区		
1(水)			栄町、武町、茅町、花町	三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪	1(水)	(川北地区) 可燃粗大ごみ
2(木)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区	六供、常木、菅原	木持、上の町、内宿、関山	2(木)	
3(金)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本宿、末野2、3、4、金尾、風布	立ヶ瀬、露梨子、保田原、小園	3(金)	
4(土)					4(土)	
5(日)					5(日)	
6(月)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区			6(月)	
7(火)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本町、中町	折原上郷、折原下郷、上平・下小路、立原、秋山	7(火)	
8(水)			山崎、南飯塚、上組	男衾下郷、谷津、中郷、塚越、伊勢原、男衾上郷南、男衾上郷北	8(水)	(川北地区) 資源物、有害ごみ
9(木)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区	用土1、2、3、4、5、6	塚田、牟礼、今市	9(木)	
10(金)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	用土7、8、9、10、11、12	赤浜、鷹ノ巣、西古里	10(金)	
11(土)					11(土)	
12(日)					12(日)	
13(月)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区			13(月)	
14(火)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本村、岩崎、中小前田	上の原、三ヶ山、蔵田	14(火)	
15(水)			栄町、武町、茅町、花町	三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪	15(水)	(川南地区) 可燃粗大ごみ
16(木)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区	六供、常木、菅原	木持、上の町、内宿、関山	16(木)	
17(金)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本宿、末野2、3、4、金尾、風布	立ヶ瀬、露梨子、保田原、小園	17(金)	
18(土)					18(土)	
19(日)					19(日)	
20(月)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区			20(月)	
21(火)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本町、中町	折原上郷、折原下郷、上平・下小路、立原、秋山	21(火)	
22(水)			山崎、南飯塚、上組	男衾下郷、谷津、中郷、塚越、伊勢原、男衾上郷南、男衾上郷北	22(水)	(川南地区) 資源物、有害ごみ
23(木)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区	用土1、2、3、4、5、6	塚田、牟礼、今市	23(木)	
24(金)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	用土7、8、9、10、11、12	赤浜、鷹ノ巣、西古里	24(金)	
25(土)					25(土)	
26(日)					26(日)	
27(月)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区			27(月)	
28(火)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区	本村、岩崎、中小前田	上の原、三ヶ山、蔵田	28(火)	
29(水)					29(水)	
30(木)	本町区、菅原区(一部を除く)、桜沢地区、用土地区	折原地区			30(木)	
31(金)	市街地地区(本町区を除く)、西部地区(菅原区の一部)	鉢形地区、男衾地区			31(金)	

- ◎ 「ごみの分別と出し方」のパンフレットをよく確認し、収集日の朝8時30分までに決められた場所に出しましょう。
- ◎ 事業所から出るごみは集積所には出せません。ごみを出す方の責任で、廃棄物処理許可業者等に処理を委託してください。
- ◎ 個人情報が含まれる小型家電は、個人情報を確実に消去してから出してください。